

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に規定する会員について定めるものとする。

(会 員)

第2条 会員は、本市に居住する者、社会福祉関係機関・団体（社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者を含む。）及び本市に事務所又は事業所を有する企業・団体等で、本会の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

(会員の区分)

第3条 会員の区分は、次のように区分する。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 団体会員（企業・団体及び施設等）
- (3) 特別会員（特に本会の趣旨に賛同していただける個人・団体等）

(会 費)

第4条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員〔一世帯当り〕 年 額 300 円
- (2) 団体会員〔一口当り〕 年 額 3,000 円
- (3) 特別会員〔一口当り〕 年 額 10,000 円

2 会費は、評議員会の議決によって変更することができる。

(納 入)

第5条 会費は、その年度の会費を年度内に納入するものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。